

岩倉市シティプロモーション用PR名刺配布についての取り扱い要領

1 配布の目的について

岩倉市の総合的な「くらしやすさ」を発信するシティプロモーション事業“いわくらしやすい”を市内外に広く伝え、多くの人が岩倉市に訪れ、住んでもらい、賑わいと活力あふれるまちにするために、岩倉市職員及び岩倉市内で活動する市民活動団体等にシティプロモーション用PR名刺の台紙を無償で配布し、市のPRに活用してもらうもの。

2 配布対象について

- (1) 岩倉市（附属機関を含む。）の職員
- (2) 岩倉市内の学校等の職員
- (3) 岩倉市議会の議員
- (4) 岩倉市内の区長会を組織する地域に属する者
- (5) 岩倉市内に拠点を置き、協議会等に参加している市民活動又はボランティア活動を行う団体等に属する者
- (6) その他、岩倉市のPRを行うために使用する者

3 配布について

- (1) 種類…「別紙」のとおり、4種類
- (2) 料金…無償配布
- (3) 配布場所…「岩倉市役所秘書人事課」
「市民プラザ内市民活動支援センター」
- (4) 配布数…1人1回につき、パターン合計で10枚（名刺合計100枚分）を上限とする。
- (5) 受取方法…配布を希望する者は、配布場所にて受付簿を記入し受け取る。
- (6) その他…在庫が無くなり次第、配布は終了する。

4 氏名等の印字について

- (1) 氏名等の印字は、配布を受けた者が各自で行うものとする。
- (2) 氏名等の印字に係る様式は、市ホームページに掲載するものとする。
- (3) 氏名等の記載事項については、印刷者本人がその責任を負うこととする。

5 その他留意事項

- (1) 名刺の切断については各自行うものとする。
- (2) 市民活動支援センターには名刺切断機があり、市民活動支援センター職員に依頼し、切断してもらうことも可能。

○「いわくらしやすい」バージョン

①パターンA-1：無地（縦）



②パターンA-2：無地（横）



③パターンB-1：色地（縦）



④パターンB-2：色地（横）

